

高山市告示第30号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり公示
送達する。

令和8年4月21日

高山市長 田 中 明

記

- 1 送達を受ける者 別紙のとおり
- 2 送達をする書類 令和7年度 固定資産税・都市計画税「第4期分」 督促状
- 3 保管する場所 高山市役所財務部税務課

上記の書類を交付しますので、御来庁のうえ受領してください。